

平成29年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成29年9月22日（金曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件  
〔第45号議案及び第46号議案〕
- 日程第2 第37号議案から第44号議案まで  
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3 第47号議案  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 第48号議案  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 意見書案第2号、意見書案第3号及び意見書案第4号  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第6 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- 1 番 安 達 かずみ
- 2 番 中 尾 勉
- 3 番 黒 田 健 一
- 4 番 甲 斐 明 美
- 5 番 井ノ口 憲 治
- 6 番 阿 部 輝 之
- 7 番 土 谷 信 也
- 8 番 近 藤 紀 男
- 9 番 成 重 博 文
- 10 番 安 達 隆
- 11 番 松 本 博 彰
- 12 番 河 野 徳 久
- 13 番 安 東 正 洋
- 14 番 北 崎 安 行
- 15 番 河 野 正 春
- 16 番 山 本 博 文
- 17 番 菅 健 雄
- 18 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 水 江 和 徳  
総括主幹兼庶務係長 次郎丸 浩 一  
議 事 係 長 板 井 保 明  
主 査 小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫  
副 市 長 堤 隆  
総 務 課 長 佐 藤 之 則  
財 政 課 長 飯 沼 憲 一  
企 画 情 報 課 長 藤 重 深 雪  
地 域 活 力 創 造 課 長 川 口 達 也  
税 務 課 長 近 藤 幸 一  
市 民 課 長 都 甲 賢 治  
保 険 年 金 課 長 丸 山 野 幸 政  
社 会 福 祉 課 長 植 田 克 己  
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 安 田 祐 一  
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長 伊 南 富 士 子  
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長 清 水 栄 二  
環 境 課 長 後 藤 史 明  
商 工 観 光 課 長 河 野 真 一  
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長 藤 原 博 文  
耕 地 林 業 課 長 後 藤 洋 治  
建 設 課 長 永 松 史 年  
上 下 水 道 課 長 早 尻 真 一  
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 尾 形 稔  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐 々 木 真 治  
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長  
土 谷 恒 男  
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長  
大 力 雅 昭  
消 防 長 宗 高 徳  
総 務 課 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長  
都 甲 さ お り  
総 務 課 総 務 法 規 防 災 係 長 近 藤 毅  
教 育 委 員 会  
教 育 長 河 野 潔  
教 育 庁 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長  
安 藤 隆 治  
教 育 庁 学 校 教 育 課 長 小 川 匡  
教 育 庁 文 化 財 室 長 板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございま

9月22日

す。

これより本日の会議を開きます。

**○議長（安達 隆君）** 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会において、審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第45号議案及び第46号議案については、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安達 隆君）** ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第45号議案及び第46号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

**○議長（安達 隆君）** 日程第2、第37号議案から第44号議案までを一括議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾勉君。

**○総務委員長（中尾 勉君）** おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る9月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第37号議案、平成29年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算については、国庫支出金、県支出金などで財源措置されており、補正額は、4億4,151万8,000円の増額で、補正後の予算総額は、146億1,226万5,000円となっています。

歳出の主なものは、総務費では、前年度決算剰余金の法定積立を行う経費やケーブルネットワーク事業特別会計の補正に係る繰出金が計上されています。

次に、地方債の補正については、過年発生公共土木施設補助災害復旧事業の追加を行っています。

審査の中で委員より、「システムの改修時期はいつか」などの質疑や意見が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第37号議案のうち、本委員会に付託された部分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第40号議案、平成29年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第1号）について

は、告知端末等の機器の更新に要する経費を計上するものです。

審査の中で委員より、「機器更新をする必要性について」や「事業内容、積算基礎について」質疑や意見等がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第40号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第41号議案、財産の取得については、高規格救急車及び救命処置用機材一式を取得したいので議会の議決を求めるものです。

審査の中で委員より、「業者の選定や金額について」質疑がありました。

審査の結果、第41号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第42号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、平成29年度税制改正による地方税法等の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第42号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（安達 隆君）** 社会文教委員長、安達かずみ君。

**○社会文教委員長（安達かずみ君）** おはようございます。

去る9月19日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第37号議案、平成29年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、総務費では、住民票やマイナンバーカードに申請者の希望により旧姓を追加記載できるようシステムを改修する経費が計上されています。

民生費では、障がい者就労継続支援A型事業所開設に伴う施設整備に対し、助成を行う経費や真玉・香々地地域で子育て支援拠点の整備を行う経費が計上されています。

衛生費では、骨髄等の提供者（ドナー）及びドナーを雇用している事業所に、休業期間中の助成を行う経費等が計上されています。

教育費では、全国・九州中学校体育大会への出場

費を補助する経費や「天然寺耶馬及び無道寺耶馬」の名勝指定に伴い、シンポジウムの開催等を行う経費が計上されています。

審査の中で委員より、「障がい者就労継続支援A型事業所開設の内容について」質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第37号議案のうち、本委員会に付託された部分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第43号議案、豊後高田市子ども医療費助成条例の一部改正については、子ども医療費の助成対象者及び助成対象保険給付の範囲を拡大することにより、子育て支援の更なる充実を図るものです。

審査の中で委員より、「他市との理解が得られたのか」や「財源について」質疑や意見がありました。

本議案については、賛成の討論がありました。

審査の結果、第43号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（安達 隆君）** 産業建設委員長、阿部輝之君。

**○産業建設委員長（阿部輝之君）** おはようございます。

去る9月20日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第37号議案、平成29年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、労働費では、商工会議所が外国人技能実習制度の受入機関として実施する企業への外国人派遣事業について助成を行う経費が計上されています。

農林水産業費では、繁殖雌牛の増頭を支援する経費や椎茸の原木供給に対し助成を行う経費などが計上されています。

商工費では、企業の増設や設備投資に対し、奨励金を交付する経費等が計上されています。

土木費では、公共下水道事業特別会計の補正に係る繰り出し金が計上されています。

審査の中で委員より、「酪農経営に対する補助金の内容について」や「海岸保全施設整備西国東地区推進協議会のメンバーについて」質疑や意見がありました。

審査の結果、第37号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第38号議案、平成29年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、宅地造成に伴う公共下水道枝線延伸工事費を計上するものです。

審査の結果、第38号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第39号議案、平成29年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、住宅新築に伴う公共汚水枡の設置に要する経費を計上するものです。

審査の結果、第39号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第44号議案、豊後高田市立地企業従業員用住宅条例の一部改正については、本市の定住促進を図るために、従業員用住宅の使用期間を延長するとともに、使用料を減額するものです。

審査の結果、第44号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（安達 隆君）** 以上で、委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、大石忠昭君。

**○18番（大石忠昭君）** 日本共産党の大石でございます。社会文教委員長に、第43号議案、高校生まで医療費を無料化にするための条例改定案の、今審議の結果の報告がありました。一つは審議の中で他市の理解は得られたのかと、それから財政問題についても質疑があったようです。

私はこの4月の市長選挙で佐々木候補が高校生までの医療費の無料化という公約を掲げると、6月の初議会ではいよいよ来年4月からはこれに実施しようということを表明され、今回早速条例が出されたことは、全国調べてみましても所得制限もない、一部負担もない、完全無料化に踏み切るとは本当に画期的なことであって、評価をするものであります。その6月議会においても、宇佐、中津の病院あ

9月22日

るいは中津市民病院の関係でいろいろ質疑がありました。

また、財政問題についてもいろいろ意見が出されました。

よって、それでも4月から実施するというところに佐々木市長は踏み出したんですけども、この条例審議の中で、今2つのことで質疑があったという報告があったんですけども、市民の立場から見たいのは、やっぱり6月議会で問題になっておりますので、いよいよ条例を制定する段階で、他市の状況の理解あるいは財源問題というのは、どういう質疑やどういう答弁があり、全員賛成ということになったのか、市民にわかりやすい言葉で説明いただきたいと思えます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 大石議員の質問にお答えします。

河野徳久議員より質疑がありまして、これまでの議会の議論の中で、中津市民病院を中心とした医療圏の暗黙の了解で、小中学生の通院費の給付は認めないと3月議会でなったが、これが高校生まで拡大するというので、6月議会で宇佐、中津の理解を得るということで答弁されたが、今回9月議会でこの条例が上がってきたということは理解が得られたと判断してよいのかという質問がありました。

これに対して、担当課長のお答えが、これまで中津市民病院を中心に、宇佐市、中津市と歩調を合わせ、拡大するならば一緒にやっていきたいという方向性をさせていただいていたところですが、4月以降政治的な見直しということで、宇佐市、中津市の事務方のトップと協議し、首長様のご理解をいただきたい旨のお話をしました。

また、8月上旬にも中津市に再度訪問し、議会に条例を提出する旨の報告をしました。

両市とも、政策的な見直しだからいたしかたございませんというような内容の返事をいただいております。

両市の市長様のほうには情報が伝わっていると判断し、今回の9月議会に議案を上げさせていただいたところでございます。

どの財源から持ってくるのかという質問が、一般財源からの持ち出しということだが、財源はどこから持ってくるかと考えているのかという質問に対しては、新年度の予算編成全体の中で検討していきたいと考えています、というお答えをいただきました。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今議員の名前も出されて、他市との状況の質疑、答弁の内容が明らかになりました。なぜ私がこれを審議の模様を聞くかといいますと、佐々木市長はご存じないと思いますけれども、私ども日本共産党はせめて中学卒までの医療費無料化を長年要求してきましたけれども、永松前市長がいろいろ理由をつけて実施をすることができなかったんです。ことしの3月の議会に共産党市議団として議案提案権を使って、せめてこの10月1日からは中学生までの無料化をやろうという条例を出したんですけども、残念ながらこれも二人から反対討論があつて否決をされました。

しかし、私は振り返ってみますと、永松市長が同じ中津市民病院の関係でも山国川の向こう側の自治体、ここは中学卒業するまで無料化を実施したのに、そのことに対して中津市さんに失礼なことをしたというような、とんでもない発言をしたんです。今度は、福岡、大分県下の中でも中津市民病院を使用するために、高校生まで無料化をしたのに、ましてや永松前市長みたいに福岡県側、あるいは大分県側の市長、村長なども、豊後高田市の高校卒業までの無料化が中津市さんに失礼だなどという発言をするような、そういう自治体の首長はいないと思います。

でも、今までそういうようなことを理由にしてしなかったんですけども、改めて佐々木市長が来年4月からこれを実施すると、完全無料化ということについては評価をし、質疑を終わりたいと思います。

○議長（安達 隆君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。私は日本共産党市議団を代表しまして、第37号議案と第40号議案に反対討論をいたします。

最初の補正予算につきましては、私どもは市民の要求に応える予算については当然賛成でありますけれども、今回はマイナンバー関連の予算が千何百万円含まれておりますので、そのことに反対するものであります。

ご承知のように、マイナンバー制度というのは全ての国民を番号化して、個人情報の漏えいの問題が問題になるし、また、いろいろ社会保障の削減やあるいは税や負担金などの徴収などにつながるということで、そもそもこの制度の導入に反対し、廃止を求めて戦っております。

よって、今回はこのマイナンバー制度導入の予算が2件含まれておりますので、反対をするものであります。

佐々木市長におきましては、全国でもまだまだ廃止を求める声が広まっておりますが、ぜひこの制度の廃止を政府に働きかけることを要求し、反対討論といたします。

次が、第40号議案ケーブルネットワーク事業の補正予算案についてであります。

告知端末の更新を今年度と来年度、2カ年で実施するための今年度の補正予算、委託料金分が約2億2,000万円、そして来年度の継続事業分が約2億4,600万円、これ債務負担行為の予算です。

総額にしますと、今回の補正予算は4億6,623万7,000円の予算案になっています。そのうち、270万円は新規加入者用の端末機器購入費、残りの約4億6,354万円はNTT西日本と契約を予定している委託料であります。

更新に伴う約4億6,354万円を加入者8,592件で割ってみますと、1件当たり約5万4,000円の事業費になります。

宇佐市に建設を予定しております大型ごみ処理場についても、建設費と20年間の維持管理費を合計しますと、267億円という莫大な事業費でありまして、この事業に対して入札締め切りの直前に一企業が辞退をし、これだけ267億円という予定価格の事業を1者のみで入札すると、入札に値しません。

よって、非常に市民の間では267億円の事業費は非常に高いということで、批判の声が広がっているんですけども、今回のこの提案されている予算、ケーブルテレビの告知端末の更新事業も市民には事前に全く知らされていないだけでなく、市会議員の皆さんにも全く事前説明のないまま、突然の事業費であります。

超大型の公共事業であると思います。補助金のない、交付金など一切ない一般財源で財源負担をしなければならない事業費でありますから、この事業費が高ければ高いだけ、それだけ市民の負担が重くなることになりまして、慎重な取り扱いが求められて

いると思います。

私は12日の本会議のこの議場において、議案質疑でこの問題を取り上げました。私自身も今度のこの事業については、事前説明が全くないためにびっくりしました。

よって、市民の皆さんにもわかりやすい言葉で、本当に市民が理解できるように説明を求めました。しかしながら、担当課長は用意しておりました原稿を例のごとく早口で読み上げたために、ほかの皆さんはどうか知りませんが、私もなかなか理解することができません。

ケーブルテレビを聴いていた、特に高齢者などはあれだけの説明では、何でそんな事業費を使うのかと理解ができなかったと思います。

よって、私はその翌日の総務委員会で審議をするからということで、その日を終わりました。総務委員会でもそのために2時間近くの時間をかけて審議をいたしました。

その中でどういうことがわかったか。一つは私たちの疑問は何で10年も丸々たっていないのに、今そんな事業費をかけて告知端末の機械を入れかえなければならぬのか、その根拠がわからない。そのために、その根拠を市民の前に示すことができない。

さらに二つ目には、他市の状況を調べたといいますが、他市町村では本市の告知端末機を何年で更新をしたのか、そのことすら調査をしていない。さらには、NTTと委託契約をするというんですけども、NTT以外のこういう事業をやっている事業主との相見積もりなども全くとっていないなどのことが明らかになりました。

何で今回これだけ莫大な予算をかける告知端末の機器の更新に踏み切ることになったと思いますか。説明によりますと、たまたまNTTのほうが各家庭に設置しております4つのボックスがありますけれども、そのうちの2つをNTTの費用で更新をする。今、告知端末と一緒に更新すれば安上がりですよと、まさにNTTからの呼び込み、NTTの都合によって今回突然機種を取りかえ、更新することになったという説明なんです。そうすれば経費が安くて済むという表向きの理由です。

まさに他の会社との相見積もりもない、競争入札もないで、NTT西日本と随意契約をするという内容なんですけれども、こんなことには同意できません。

私が一番疑問に思うのは、今告知端末を補正予算

9月22日

を組んで今から半年間、そして来年1年間で、全戸の告知端末機を更新しなければならないかという疑問なんです。

本当にまだ10年たっていないんです。10年たっていないのに、かえなければならぬようなそういう機械なんですか。本当に私は疑問です。

他市の実態などももっと調査もしてみる、そして慎重に対処すべきだと思うんです。やっぱり安ければ安いほうがいいということではなくて、適正単価で契約を必要があればすべきなんです。

私は佐々木市長に求めたいと思うんですけど、まだ契約はしていないようですので、契約するまでにはもう一度単価の面についても見直しをします。佐々木市長が3市で建設する大型ごみ処理場については、永松市長が同意してきたこのやり方については、やっぱり反発をして、何とか豊後高田市の負担を軽くしようと努力をしていると思います。その点では毎日新聞を読んだ市民からは佐々木市長はすごいなと、大変大分県中の評判になっています。やっぱり県会議員30年の経験があるから違うなと思っています。

よって、今度のこの4億6,000万円という大変な事業費のNTT西日本との契約についても、慎重に慎重を期して、どうしてもやるというならそういう対応をしていただきたいということを申し述べ、反対討論といたします。皆さんのご賛同を求めます。よろしくお祈りいたします。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） おはようございます。議席番号4番、日本共産党の甲斐明美です。

豊後高田市子ども医療費助成条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

この条例の一部改正により、高校生までの子どもの医療費が窓口無料となれば、子どもが病気になった時、親が手持ちのお金がなくてもちゅうちよすることなく受診させられます。

また、貧困化の広がる中、継続治療の難しかった歯科治療や、ぜんそくなどの慢性疾患についても治療が受けられます。子どもの健康を守る大きな助けになります。

市も財源については、安定的な確保に努力すると言っております。

また、宇佐市、中津市との調整では、本市の人口増対策の重点事項として丁寧に説明をし、理解を得ていると聞きました。この政策は、人口増対策とし

て子どもを安心して産み育てやすくなり、子育て世帯の移住の促進などに大いに役立つと思います。

この第43号議案に賛成いたします。議員各位の賛同を求め、賛成討論を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第37号議案及び第40号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって採決表の中で反対のありました、第37号議案及び第40号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第37号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とするものは起立をしてください。

お諮りいたします。

第37号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第37号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第40号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とするものは起立をしてください。

お諮りいたします。

第40号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第40号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（安達 隆君） 日程第3、第47号議案を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、14番、北崎安行君の退席を求めます。

（北崎安行君退席）

○議長（安達 隆君） 提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由説明に先立ちまして、さきの台風18号の影響についてご報告をさせていただきます。

まず、大分県内では、特に中部・南部で猛烈な雨による河川の氾濫や土砂災害が発生し、大きな被害となっております。

また、昨日発見されましたが、1名の方がお亡くなりになっております。ご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

被災地域の一日も早い復旧、復興のため、私どももできる限りの支援をさせていただきたいと思っております。

今回の台風は、九州直撃が予想され、大分県でも16日から強風域に入り、17日明け方に暴風域に入ることが予想されておりました。

本市におきましても、台風が来る前の前線に伴う大雨のおそれがありましたので、16日午後3時に災害対策連絡室を立ち上げ、午後5時には避難所10カ所を開設しまして、大雨及び台風の襲来に備えたところであります。

17日は猛烈な雨が予想されておりましたので、午前9時30分に体制を災害警戒本部に引き上げ、さらに午前10時に市内全域に避難準備、高齢者等避難開始を発令いたしまして、雨がひどくなる前に高齢者の方々へ早目の避難をお願いいたしましたところであります。

その後、予想どおりに雨がひどくなりまして、午後1時40分には本市に土砂災害警戒情報が発令されましたことから、土砂災害の危険が高まった地域の2,182世帯4,711人に対して避難勧告を発令いたしました。避難者の状況ですが、18世帯28名の方が避難をされました。

さらに、その後も雨は続きまして、市内の最も多いところでは、降り始めから雨量が200ミリを超えることもあり、道路への倒木、のり面崩壊などの被害も発生いたしました。

また、夜間の満潮時刻と重なります河川の増水も

心配しましたが、夕方には雨もおさまり安心したところでございます。

翌18日より早速担当課に市内を巡回させ、被害があった箇所を対応させていただきました。

市内の被害状況につきましては、市道がのり面崩壊と倒木の2件、農道がのり面崩壊が1件、林道が路肩の崩壊が1件、県道が落石、冠水2件、そのほか倒木による通行の支障等がございましたが、現在は通行止めの箇所はなく、のり面や路肩の崩壊箇所の復旧作業も進めている状況であります。

農業面では、稲とソバの倒伏の被害が一部で発生しております。何よりも人的被害がなく、安心していただいております。

また、市の体制ですが、避難箇所開設のタイミングや市民の皆様への情報提供など、7月7日の大雨の際の放送の不具合の反省も踏まえ対応いたして、混乱もなくスムーズな対応ができたと思っております。

議会初日の提案理由説明でも申し上げましたが、まさに災害はどこでも普通に起こるものであります。そして、想像以上の災害をもたらすこともあります。

本市では、どのような災害が起き、どのような被害が起こるのか、今まで以上に広い視野と想像力をもって日ごろからの備えに万全を期してまいり所存であります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

第47号議案農業委員会委員の任命についてでございます。本年9月30日をもって任期が満了し、改正後の農業委員会等に関する法律が適用されることとなる委員に、和泉やす子氏、市成信正氏、内田勝夫氏、河野善映氏、河野利治氏、河野三男氏、川野元憲司氏、北崎安行氏、河野孝也氏、佐々木弘幸氏、友延都茂子氏、野田富好氏、野間保廣氏、以上13名を任命いたしたいので、同意を求めます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第47号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

9月22日

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。18番、大石忠昭君。

**○18番（大石忠昭君）** 日本共産党の大石忠昭でございます。第47号議案に質疑をしたいと思っております。

その前に、台風18号関連で佐々木市長から市としての対応、詳しい内容が報告されまして、県では対策本部の設置の問題で大変批判を受けているけれども、豊後高田の対応は立派だと思いますんで、市長に今の原稿を議員に配付していただきたいと思っております。お願いします。

それでは、第47号議案の農業委員の案件について質疑をいたします。

これまでは農業委員は選挙で選ばれるということでしたけれども、今回法律が変わり、条例が変わって、豊後高田の場合は13人の農業委員を市長が議会の同意を得て任命をするというふうに変わりました。

今回、市長から13名の方の提案があり、ここで同意を受ければ任命をするということになります。

よって、何点か質疑したいのは、これは市長じゃなくて事務局でいいんですけれども、この13人の選定の基準というのはどういう根拠でやられているのか。例えば、農業団体とか女性委員を入れるとか、あるいは地域代表も考慮するとか、何らかの考慮があったと思うんですけれども、その選定の基準について市民に説明してもらいたい。

2つ目には、そういう農業団体や地域などからの推薦があったのではないかなと私思うんですけれども、どういう団体から、名前は出さなくてもいいんですけれども、何人ぐらいが推薦があったのか説明してもらいたい。

それから、議案には生年月日が13人分入ってるんですけれども、私計算機を持っていなくて年齢が計算できていないんですけども、市民にわかりやすく、女性が二人入ったということは立派で、できたら3人、4人と欲しいところですけど。年齢的には平均で何歳で、若い人が何歳、一番高齢者が何歳と、これまでの農業委員さんに比べてみて、今度は少しは変化があったのかどうかなども市民に説明していただけたらと思います。

最後に、これも私の不勉強からで申し訳ないんですけども、市長が議会の同意を得て任命できるとなっているだけけれども、市長が提案した今度の47号議案について、13人のうちに何人かでも議員の権限で今言った12分の1以上、豊後高田でいったら18人の議員ですから、二人以上の議員が修正案を出せ

れば修正案が議案として認められるのかどうかということが、わかる人があったら説明してもらったと思います。

以上です。

**○議長（安達 隆君）** しばらく休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

**○議長（安達 隆君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農業委員会事務局長、佐々木真治君。

**○農業委員会事務局長（佐々木真治君）** それでは、第47号議案農業委員会委員の任命についてのご質疑にお答えいたします。

まず、13人の選定の基準ということでのご質疑でございます。

新たな農業委員の主な要件といたしましては、1つとしまして、農業委員の過半数は認定農業者でなければならない。

それから、2つ目としまして、農業委員会の所掌する事務に関し、農業者以外の中立な立場で公平な判断をすることができる者を1人以上入れること。

3つ目としまして、女性・青年を積極的に登用する。

そういった要件がございますので、こうした法の趣旨に沿いまして、今回任命を行うものでございます。

それから、推薦の状況でございますけれども、21名応募がありましたが、その中で団体等、農業者団体、農業団体、それから自治会等ございますけれども、そういったところから19名の方が推薦がございました。

それから、年齢の関係でございますけれども、新しい今回提案をさせていただいております方につきまして、最高年齢としまして70歳、それから最低年齢としまして59歳、それから平均年齢で65.1歳、これを現行の委員さんと比べてということで、現時点になりますけれども、現時点になりますと、最高年齢が現行で89歳、それから最低年齢で57歳、平均で71.8歳というような形になるかと思います。

それから、議会で修正案等が出した場合、それが認められるかというご質疑でございますけれども、委員会法の中にこういう修正案の規定がございますので、これができないと解釈をしております。

以上でございます。

**○議長（安達 隆君）** 18番、大石忠昭君。

**○18番（大石忠昭君）** 年齢がかなり若返るという



こと、それから女性が二人参加できるようになりました。法的にいろいろ3つの基準がありまして、それに適合していると思うんですけども。

問題なのは、各種団体などからの推薦された方が落とされた場合の問題が出てくると思うんです。これは議会に提案するのは市長の権限なんです。議会から修正案を出せないということで、ここで通れば13人が任命されることになると思うんです。

よって、もう一回聞きたいのは、どここの団体から何人推薦があって、その中で市長が今回提案しているのが何人なんだと。どここの団体からの推薦のうち、何人落とされたんだというのが、ちょっと市民の前に明らかにしてもらえませんか。

それは、細かい理由は要りませんから、どういう状況でこの13人を選ぶことになったのかと、これは本当に公平な判断なのかということが私たちが賛成するか、反対するかの基準になりますので、こういう基準でこういうことになりましたよというのを説明してもらえないかと。

それと、今市長の冒頭お願いした災害の問題については、私なりに聞いてみますけれども、せっかく原稿を読み上げて、佐々木市長としてこういう対応をしたと、被害状況はこうだったという報告があったんですから、その原稿を総務課長、議員に配付していただけないですか。私は必要ですから、あれやったら私がもらいに行ってもいいんですけども。議員は市民に説明する責任がありますので。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農業委員会事務局長、佐々木真治君。

○農業委員会事務局長（佐々木真治君） それでは、大石議員の再質疑にお答えいたします。

応募者の中で、各団体、個別の団体がどのくらい通って、どのくらい落ちたかというご質疑でございますけれども、先ほどご答弁いたしました通り、応募者21人中19人が団体からの推薦ということで、個別の団体名称につきましては差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） では、私の方から市長の発言に対する原稿ということでございましたけれども、これについては対応をまとめたものを資料と

して後日皆さんにお配りしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） これで終わります。

○議長（安達 隆君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第47号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案中、和泉やす子氏、市成信正氏、内田勝夫氏、河野善映氏、河野利治氏、河野三男氏、川野元憲司氏、北崎安行氏、河野孝也氏、佐々木弘幸氏、友延都茂子氏、野田富好氏、野間保廣氏を、農業委員会委員の任命に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの諸君を農業委員会委員の任命に同意することに決しました。

14番、北崎安行君の入場を許します。

（北崎安行君入場）

○議長（安達 隆君） 日程第4、第48号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第48号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に、門岡富枝氏、南松よおこ氏を再度推薦し、本城重子氏、榎本淳一氏を推薦することについて、意見を求めるものでございます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第48号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

9月22日

質疑はありませんか。18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) ただいま提案されました第48号議案の人権擁護委員についてであります。

ことしの12月31日で任期切れになって、新しく4人選ぶということなんですけれども、私たちが一番知りたいのは、この人権擁護委員会で取り上げられる豊後高田市内の案件というのは、大体1年どれぐらいで、委員任期中にどれぐらいの案件が議題となって人権擁護委員さんたちの審議に付されることになっているのか。

その主なものについて、こういう案件があるんだという問題で、一番問題になっている部落差別の問題は今はないと思うんですけど、ないならないということもちょっと市民の前にはっきりさせていただきたいと思えますけど、どうでしょうか。

○議長(安達 隆君) 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長(佐藤之則君) 大石議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、どれぐらいの件数、案件があるかということなんですけれども、昨年の1年間で56件ございました。

そして、任期中にどれぐらいあるかということ、大体その程度でありますので、3年間でございますから、百数十件という形になるかというふうに思います。

それから、内容につきましては、これは当然表に出せるというのは、委員さんから、それから外にそういう報告はありませんので、市のほうではその内容は一切つかんでおりません。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 終わります。

○議長(安達 隆君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第48号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案中、門岡富枝氏、南松よおこ氏、本城重子氏、榎本淳一氏を、人権擁護委員の推薦に同意すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの諸君を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

○議長(安達 隆君) 日程第5、意見書案第2号、意見書案第3号及び意見書案第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 提案理由の説明をいたします。

「全国森林環境税の創設に関する意見書(案)」について、提案理由の説明を申し上げます。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

つきましては、下記事項が実現されるよう、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(安達 隆君) 2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 議席番号2番、新政会、中

尾でございます。

「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、保育人材の確保、医療・介護、地域交通の維持など、果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応など、新たな政策課題に直面しています。

一方、行財政改革等により職員が減少する中で、新たな行政ニーズへの対応が課題となっており、公的サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。

今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、地方創生や人口減少対策など新たな経費が必要となることを踏まえ、地方がそれぞれの実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供するためには、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保が求められています。

よって、国会及び政府におかれては、平成30年度の政府予算と地方財政対策の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実を図りつつ、地方財政の確立を目指すことが肝要であることから、下記事項について国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） 17番、菅健雄君。

○17番（菅 健雄君） おはようございます。17番議席、新友会の菅でございます。意見書の提案理由説明をいたします。

「精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書（案）」について、提案理由の説明を申し上げます。

「障害者基本法」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めています。

また、「障害者の権利に関する条約」が批准され、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の

解消を社会において推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行されました。

本県においても、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が制定、施行されました。

しかしながら、鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、身体障がい者及び知的障がい者に対する運賃割引制度が設けられているにもかかわらず、精神障がい者は対象となっておらず、他障がいとの間で大きな格差が生じています。

精神障がい者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠であります。

ついでに、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、身体障がい者及び知的障がい者と同様に、精神障がい者も適用対象とすることを国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号、意見書案第3号及び意見書案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党、大石忠昭でございます。

私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、ただいま議題になっております意見書案第2号全国森林環境税の創設に関する案について、反対討論をいたします。

9月22日

意見書案の要求趣旨については、全国森林環境税の早期導入を求める内容となっています。自民党、公明党、与党がまとめた平成29年度税制大綱の中で、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向けてと明記されておりますように、今自民党、公明党、与党が考えているのは、新たに国民にひとしく負担を求めるための新たな税金制度を創設することを目指しているものであります。

日本共産党は、森林環境税については、国民にひとしく負担を求めるのではなくて、地球温暖化対策税の充実を図り、使途として森林吸収源対策と位置づけて、森林、林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を充てるように提案をしております。

よって、今回新たに国民に負担をひとしく求める、全国森林環境税の早期導入については同意できません。大分県など全国で37の都道府県や市町村なども、独自にこのような税金制度、赤ちゃんからお年寄りまで1人当たり400円、多いところで1,200円の税金を導入しておりますけれども、住民から同意を得ていません。

よって、全国的なこのような法律をつくることについては、同意できませんので、この意見書に反対をいたします。

議員各位のご賛同を求めまして、討論を終わります。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

意見書案第2号を起立により採決いたします。

議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とするものは起立をしてください。

お諮りいたします。

意見書案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、意見書案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号及び意見書案第4号を一括採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第3号及び意見書案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号及び意見書案第4号については、原案のとおり可決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

豊後高田市議会議員 土谷 信也

豊後高田市議会議員 近藤 紀男